

令和3年有田市議会6月定例会

議事日程（第3号）

令和3年6月23日 午前10時開議

- 日程 1 一般質問
9番 中谷桂三
14番 西口正助
- 日程 2 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて
(有田市税条例等の一部を改正する条例)
- 日程 3 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度有田市一般会計補正予算(第1号))
- 日程 4 議案第27号 有田市使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例
- 日程 5 議案第28号 有田市国民健康保険税条例及び有田市介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程 6 議案第29号 有田市立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程 7 議案第30号 令和3年度有田市一般会計補正予算(第2号)
- 日程 8 議案第31号 動産の買入れについて
- 日程 9 報第1号 令和2年度有田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程 10 報第2号 令和2年度有田市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程 11 議案第32号 令和3年度有田市一般会計補正予算(第3号)
-

会議に付した事件

- 日程 1 一般質問
9番 中谷桂三
14番 西口正助
- 日程 2 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて
(有田市税条例等の一部を改正する条例) から
- 日程 10 報第2号 令和2年度有田市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
までの質疑
- 日程 11 議案第32号 令和3年度有田市一般会計補正予算(第3号)の上程、説明、質疑

出席議員 15名

1番	中西登志明	2番	上野山善久
3番	成川満	4番	小西敬民
5番	上山寿示	6番	池田敦城
7番	岡田行弘	8番	児嶋清秋
9番	中谷桂三	10番	堀川明治
11番	生駒三雄	12番	宇野博治
13番	福永広次	14番	西口正助
15番	浜口元司		

欠席議員 0名

議事説明員

市長	望月良男	副市長	田代利彦
教育長	前田悦雄	経営管理部長	嶋田博之
経営管理部理事	大松満至	経営管理部参事	喜多俊充
市民福祉部長	宮崎三穂子	経済建設部長	河野孝司
経済建設部理事	鈴木順一	水道事務所長	北野宏幸
教育次長	谷輪吉伸	教育委員会参事	伊藤正人
消防長	嶋田富司	病院事務長	神保佳紀
経営企画課長	山本芳規	防災安全課長	上田敏寛
総務課長	御前一晃	市民課長	児嶋利樹
生活環境課長	石井哲也	福祉課長	松村尚彦
福祉相談室長	南村尚史	健康課長	桃井克博
高齢介護課長	若松伸行	産業振興課長	中尾一之
建設課長	脇村哲弘	都市整備課長	泉泰朗
水道課長	馬倉三喜	生涯学習課長	嶋田実明
消防本部次長	鎌田利宏	庶務課長	石井絹代

議会事務局職員

局長	田中聡	次長	福永康一
書記	大谷真也		

午前10時00分 開議

○議長（生駒三雄君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

日程1、一般質問を行います。

まず、9番中谷桂三君。

〔9番 中谷桂三君 登壇〕

○9番（中谷桂三君） 皆様、おはようございます。私は政策集団である会派市民クラブを代表して議長のお許しを得まして、通告順に従い、壇上より一般質問をさせていただきます。

まず1点目の、箕川護岸崩壊対策についてお尋ねいたします。

この件に関しては、私が初当選させていただいた平成14年7月以降は、平成17年9月定例会を皮切りに、平成30年6月定例会まで合計7回一般質問をしています。

箕川護岸崩壊対策については、河川管理者である和歌山県におきまして、平成10年に箕川ポンプ場完成後、箕川下流部より鋼製矢板と笠コンクリートによる護岸工事を順次していただいています。ありがたく感じています。

しかしながら、平成28年度に施行していただいていた以来、残念ながらこの5年間は市当局の長年の要望には応えていただけていない結果となっています。

私自身が箕川沿線に住む市民であり、他にも箕川沿線で住まいしている方や土地を耕作されている方達から、護岸改修の進展がなく護岸崩壊状況は毎年進んでいます。護岸を歩行するのが困難なところや耕作をするのに困っている状況にまでなっている箇所もあります。

つきましては、箕川護岸崩壊対策の現状と今後について答弁をお願いします。

次に、2点目の子供の読書離れについてです。

我が国においては、近年生活環境の変化や様々なメディアの発展、普及などを背景として、国民の読書離れ、活字離れが指摘されています。読書をすることは考える力、感じる力、表す力等を育てるとともに、豊かな情操を育み、全ての活動の基盤となる価値、教養、感性等が生涯を通じて涵養していく上でも、極めて重要であります。

また、特に変化の激しい現代社会の中、自らの責任で主体的に判断を行いながら自立して生きていくためには、必要な情報を収集し、取捨選択する能力を誰もが身につけていかなければならない。すなわち、これからの時代において、読み・調べることの意義は、増すことはあっても決して減ることはありません。

このように見たとき、本を読む習慣、本を通じて物事を調べる習慣を、子供の時期から確立していくことの重要性が改めて認識されます。また、そのためには、学校教育においても家庭や地域と連携しながら読書の習慣づけを図る効果的な指導を展開していく必要があります。とりわけ学校図書館がその機能を十分に発揮していくことが求められています。

こうした中、文部科学省において、平成19年度より「子どもの『読む・調べる』習慣の確立に向けた実践研究事業」を開始し、その一環として「子どもの読書サポーターズ会

議」(本会議)を設置して、子供の読書活動の推進に向けた社会の発信や学校図書館の活性等の方策に関する検討を進めることとされました。

本会議におけるこれまでの議論の中では、学校図書館はその本来の役割の大きさ、重要性にも関わらず、いまだ必ずしも十分な活用がなされておらず、また、活用したくても十分に整備されていない学校図書館が多いことが度々確認されてきました。

子供の読書活動の推進を図る上では、もとより学校図書館の人的・物的体制の充実を図ることが不可欠であり、その必要性については広く国民の理解を得ながら、さらなる条件整備を進めていく必要があります。

なお、子供の読書離れを防止し、読書を習慣化するためには、学校図書館だけでなく一般図書館の利用促進も重要です。

有田川町金屋の金屋図書館で、4月から小学5、6年生の女子3人がこども司書として本の貸出しなど司書の業務を体験されています。このこども司書は5月に某新聞の朝刊の和歌山版に報じられました。この企画は有田川町教育委員会が主催されています。

私はこども司書について興味がありましたので、早速窓口業務を担当されている有田川町地域交流センターALECに行き、担当町職員さんから内容について説明をお聞きしました。

3人は有田川町が初めて開いたこども司書養成講座の1期生で、学んだことを生かし、図書館に親しみを感じてもらえるような取組も実践されています。子供の活字離れや読書離れが進む中、有田川町は本の面白さを子供たちの間で広げる読書リーダーになってほしいと期待されています。

「ありがとうございました。」金屋図書館のカウンターから、こども司書3人の元気な声が聞こえます。来館者の手渡す本のバーコードを次々と読み取り、にこやかに貸出しをしています。館内には3人がお薦めする本を紹介するこども司書特集の棚を設置しています。季節に応じた本など、約40冊を並べています。それぞれの本の表紙には、粗筋などを紹介する自筆のカードを貼ったり、布で作ったかわいらしいてるてる坊主を棚に飾りつけたりして、来館者を楽しませる仕掛けも施しています。

今回、こども司書が金屋図書館に配属されたのは、有田川町の図書館の中では子供向けの蔵書が多いからです。有田川町では、子供に読書の習慣を身につけてもらう方法を模索する中、全国的に増えつつあるこども司書に着目しました。今年の1～3月に養成講座を6回開き、3人が受講しました。最低4回が出席条件です。講座は職員手作りの教材で、司書の仕事や本の分類方法を学びます。破れた本を修理したり、和歌山市の県立図書館で普段は立入禁止の書庫を見学したりするなど、実践的なプログラムを体験しました。受講を終えた3人はこども司書の認定証を受け取り、4月から月1回活動をされています。任期は小学校卒業までで、名刺も作成してくれます。認定された3人は大の読書好きで、一般の子供さんより数十倍読書される方たちです。第2期生の募集は6月18日から27日までです。対象は小学校に通う4～5年生です。

こども司書養成講座のおうちの方への案内文書には、「読書好きな子供に育てるために本と巡り会う機会をつくる必要があります。今まで子供の読書活動は、大人が指揮し、大人が薦める本を読んでいた。しかし、先生に読みなさいと言われた本よりも、子供で

ある友達に「読んだら面白かったよ」と言われた本のほうが魅力的に見えるはず。こども司書では、子供を読書活動の主役にし、子供同士だけで読書を流行させます。図書館の役割や司書の仕事についての知識を身につけ、学校や地域で読書の推進役として活動し、お子さんの読書の世界を広げませんか」と書かれています。

なお、こども司書に関する経費は、こども司書養成講座に関する経費とこども司書の名刺作成費用等で、報酬は発生しないため、必要金額は少額で済みます。つきましては、当初予算に繰り込まなくても、補正予算で十分対応可能かと考えます。

有田市には立派な図書館が建設されました。有田川町の先進事例を参考にされ、令和3年度中に子供たちの読書習慣のさらなる推進を図る目的で、ぜひ有田市でもこども司書の実施を提言します。この提言に対しての答弁をお願いします。

次に、3点目の資源ごみ再資源化業務委託についてです。

この件に関しては、私は平成27年9月定例会で一般質問しています。

資源ごみ再資源化業務委託については、1、ペットボトル再資源化業務委託料、2、廃プラスチック再資源化業務委託料です。直近の3年間の委託料については、令和元年度決算ではペットボトル再資源化業務委託料が371万5,251円、廃プラスチック再資源化業務委託料が2,815万8,330万円、令和2年度当初予算がペットボトル再資源化業務委託料が344万円、廃プラスチック再資源化業務委託料が2,692万3,000円、令和3年度当初予算がペットボトル再資源化業務委託料が305万4,000円、廃プラスチック再資源化業務委託料が2,928万2,000円です。

私が平成27年9月定例会で一般質問をしたときの当局の答弁は、「1年間の随意契約をしている。随意契約にしている理由は、有田市の施策として廃プラスチックの事業者が有田市に1社しかなく、資源ごみ全般の再資源化処理が1団体で行える有田市再生資源協同組合と契約することが適切と考え、随意契約している。また、有田川町が実施しているマイナス入札契約の提言に対しては、有田川町との比較で有田市では難しい。一番の問題として有田市に資源ごみを資源化できる施設がないため、資源化するためのストックヤードが必要になります」との内容でした。

また、再質問に対しては、望月市長からは有田川町のマイナス契約についての答弁をいただきました。

あれから約6年間経過しました。その後の資源ごみ再資源化業務委託についての過去4年間の契約方法と理由、住所、団体名、代表者名の契約先と、私が平成27年に一般質問してから有田川町みたいなマイナス契約に関わる調査研究をされたのか、併せて答弁願います。

次に、4点目の有田市立中学校統合についてです。

全体の統合計画は令和6年度がスタート時期になるのですが、その前の令和4年に先行統合される予定の初島中学校について、初島地区の生徒の保護者から通学方法がどうなるのか心配しているとの話を聞きましたので、今回一般質問をしました。

現在も初島地区からクラブ活動の関係で多くの生徒が箕島中学校に自転車通学されていることは私も知っています。先行統合まで残り約10か月となった今、先行統合に先立ち、生徒の安心安全な通学方法について、最適な方法を事前に決定すべきだと思います。自転

車通学なのか、JR利用か、スクールバス配車等にすべきか等選択肢はあります。いずれにせよ、JR利用かスクールバス配車のときはかかる経費は生徒の保護者負担でなく、もちろん無償提供すべきと考えます。この件に関して、当局の見解をお聞かせください。

以上で壇上よりの質問を終わります。

○議長（生駒三雄君） 脇村建設課長。

○建設課長（脇村哲弘君） 御質問1点目の箕川護岸崩壊対策の現状と今後について御答弁申し上げます。

箕川護岸の現状につきましては、議員御承知のとおり、管理者である和歌山県において平成10年に箕川ポンプ場完成後計画を立て、箕川下流部より約600メートル区間、事業費約3億2,800万円で平成28年度に完成してございます。

現在、県の対応としましては、河川パトロールにより護岸の状況を注視し、必要に応じ緊急性の高いところから修繕を実施するとのことですが、改修計画を完了した平成28年度以降、老朽化が進んでいる箇所も見受けられます。護岸改修の進展がないのが現状でございます。市といたしましては、護岸改修の早期実施を引き続き県に対し要望してまいりたいと考えております。

また、耕作で使用されている部分につきましては、有田川土地改良区の所有地管理部分でございますので、有田川土地改良区に対しましても適切な維持管理を併せて要望してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（生駒三雄君） 谷輪教育次長。

○教育次長（谷輪吉伸君） 2点目の子供の読書離れについて御答弁申し上げます。

本市では、子供たちの学力向上や成長にとって読書は大変重要であると考え、様々な施策を講じてまいりました。平成25年度から学校司書3名を配置しました。当時は県下9市のうち、本市のほかに橋本市のみが配置しているような状況でございました。その後徐々に増員し、平成29年度からは5名を配置しております。学校司書は、学校図書館の環境整備、貸出業務、授業支援、図書だよりの発行、読書推進の取組やイベントを実施しており、以前と比べると学校図書館は随分と活性化しております。

さらに、学校図書購入費用も増やしておりまして、小中学校合わせて、平成28年度は平成27年度比倍増の822万円、さらに令和2年度からは2.86倍の1,170万円を計上しており、たくさんのすばらしい本を購入できるようになりました。このようなこともあって、年々子供たちの貸出冊数も増加しておりまして、1人当たり年間貸出冊数は平成27年度23.8冊であったものが、令和2年度では42.4冊となり、1.78倍となっております。

また、平成29年7月には現在の市立図書館を開館させ、さらに読書環境の整備に力を注いでおります。市立図書館では、従来より蔵書を利用した配本サービスを保育所、幼稚園、児童館、小学校を対象に実施しております。さらに、図書館職員が学校を訪問し、出張読み聞かせ会を実施しております。子どもの読書の日には、小学生を対象に多くの本に親しんでもらうことを目的としたイベントを実施するなど、子供の読書推進について、有田市子どもの読書活動推進計画に基づき、多様な取組を進めてきたところです。

令和2年度においては、小学校高学年から中学生高校生を対象に1日司書体験を計画し

ましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり応募者がおりませんでした。

議員御提言のこども司書養成講座の実施につきましては、1日司書体験の内容をいま一度精査し、令和3年度中にも実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（生駒三雄君） 石井生活環境課長。

○生活環境課長（石井哲也君） 3点目の資源ごみ再資源化業務委託について御答弁申し上げます。

まず、過去4年間の契約に関することについて、契約方法は1年間の随意契約で、毎年過去数年の実績等を基に見込量を算定し、委託金額の交渉を行っております。

随意契約の理由については、ごみの中間処理及び処分は市民の生活に欠かすことのできないものであり、安定的かつ継続して処理しなければならないため、中間処理の実績があり複数の処分先を確保し、資源ごみ全般の再資源化処理を行うことができる事業所と契約することが適切であると考え、随意契約をしております。

契約先につきましては、住所は有田市宮原町道465番地1、団体名は有田再生資源協同組合、代表者名は寺村公博氏となっております。

次に、有田川町のようなマイナス契約に関わる調査研究については、他市町の処理方法や処理先について調査を行い、新たな処理先の選択肢として数社に本市の分別状況で処理が可能か等の相談などを行うなど、処理費用の抑制について研究をしております。新たな処理先へ運搬することになった場合を想定し、収集業者と運搬の可否について相談等も行っております。

また、有田川町においては、平成23年より3年ごとの入札によりマイナス契約を継続していましたが、現在は社会情勢の変化により通常の入札契約となっているとのことです。

他市町とごみの分別や収集及び運搬体制が異なる状況であり、今後も引き続き処理費用の抑制を図りながら資源ごみを資源として活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（生駒三雄君） 伊藤教育委員会参事。

○教育委員会参事（伊藤正人君） 4点目、有田市立中学校統合の初島中学校の先行統合について御答弁申し上げます。

議員御指摘の通学方法につきましては、現在24名の生徒が初島地区から箕島中学校へ全員自転車で通学しておりますので、まず1点目の通学方法としましては自転車が考えられます。安全対策として今年度中にグリーンベルトや、照明灯が少ない箇所には防犯灯の設置を行う予定です。

JR・バス利用希望の生徒には、その費用に対して市の全額補助を考えています。

以上でございます。

○議長（生駒三雄君） 9番中谷桂三君。

〔9番 中谷桂三君 登壇〕

○9番（中谷桂三君） まず1点目の箕川護岸崩壊対策については、「今後も護岸改修の早期実施を引き続き管理している和歌山県に要望していく。また、有田川土地改良区にも適切な維持管理を併せて要望していく」との答弁をいただきました。

実際に直面している市民は大変困っています。実際の現場状況を見ていただいたら分かります。引き続き強く要望活動をしていただきまして、早期に護岸崩壊対策が施行され改善されることを願いつつ、箕川護岸崩壊対策については了承します。

続いて2点目の子供の読書離れについては、我が市の子供が読書に対する各種取組はすばらしいし、実績を上げられていることは答弁で分かりました。

そうした取組にプラスして、私が提言した有田川町が実施しているこども司書は、壇上でも述べたとおり、子供を読書活動の主役にし、子供同士だけで読書を流行させます。図書館の役割や司書の仕事についての知識を身につけ、学校や地域で読書の推進役として活動し、お子さんの読書の世界を広げられながら子供の読書離れについてを防ぎ、子供同士の輪の下に読書習慣を自然と身につけられます。

私が有田市でも実施できないかとの提言に対して、「有田市が実施している1日司書体験の内容を精査し、令和3年度中に実施をしていく」との力強い答弁をいただきました。ぜひ有田川町が実施しているこども司書を有田市で実施できることを信じて、こども司書については了承します。

続いて3点目の資源ごみ再資源化業務委託の現状と今後について答弁をいただきました。

平成27年9月定例会のときの答弁とほとんど同じで、契約先の住所が変更になっただけです。住所は有田市宮原町道465番地1ですね。またいつから住所が変わりましたか。

なお、契約している団体名、有田再生資源協同組合で代表者の寺村公博氏は有田川町の某会社の役員ですが、代表者が実際住まいされ実務をされていますか。どなたが実務されているかも答弁願います。

○議長（生駒三雄君） 石井生活環境課長。

○生活環境課長（石井哲也君） 再質問について御答弁申し上げます。

事務所は令和元年7月に現住所へ移転しており、実務についても組合全体で行っていると認識しております。

以上でございます。

○議長（生駒三雄君） 9番中谷桂三君。

〔9番 中谷桂三君 登壇〕

○9番（中谷桂三君） ただいま、「事務所が令和元年に現住所に移転して、実務は組合全体でされている」と答弁をいただきました。

私が独自にある有田市民からお聞きしたのは、事務所には有田再生資源協同組合の看板表示がないことや、実際に事務所で実務をされているのかを調べてほしいと聞かれましたので今回一般質問に取り上げました。

また、有田市民の血税である年間約3,000万円近くのお金を支払い、数十年間随意契約されていることが本当に有田市にとってよいのか、私はいつも疑問に感じていました。

つきましては、望月市長に直接お伺いします。現在の随意契約について適正であるのか、行政機関の最高責任者としての答弁をお願いします。

○議長（生駒三雄君） 望月市長。

○市長（望月良男君） 御答弁申し上げます。

随意契約が適正かという問いであったと思いますが、基本的にはこれまで何度もお答え

しているとおり、この方法が今一番いいのではないかということでこれまでやってまいりました。当然環境も変化することから、毎年常に見直しをしながら交渉もしており、廃プラスチックの処理費用につきましては依然3,000万円近くと、中谷議員さん言われているとおりでございます。

平成30年度より処理方法も変わったりと、また年々処理費用について申し上げたとおり交渉し続けていた結果、令和2年度には中間処理といたしまして1,200万円を有田再生資源組合へ委託しております。そして最終処分費として約1,400万円を大栄環境株式会社へ支払っております。変化する中、こういった現状となっております。

重ねて申し上げますけども、随意契約につきましては、平成27年9月定例会でも答弁したとおり問題ないと考えてございます。

以上です。

○議長（生駒三雄君） 9番中谷桂三君。

〔9番 中谷桂三君 登壇〕

○9番（中谷桂三君） ただいま、「今までの有田再生資源協同組合のみではなく、最終処理されている大栄環境株式会社と合わせて約2,600万円の支払い。随意契約も問題はない」との答弁でした。

私は、こうした毎年発生する事業予算については、競争入札をして1円でも安く契約するのが基本だと考えています。

つきましては、今後競争入札を取り入れることがあるのかなのか、その明確な理由を望月市長に答弁をお願いします。

○議長（生駒三雄君） 望月市長。

○市長（望月良男君） 御答弁申し上げます。

ごみ処理費に係る費用について御質問いただいております。

資源ごみの処理費というのは、例えば紙のように利益がどんどん上がるもの、プラスチックを選別してコストだけかかるもの、そういったものを総じて有田市独自の試算ではありませんけども、近隣町に比べてストックヤードを建てないといけないと。人件費であったり分別の状況であったり、いろいろな環境はあるんですけども、有田市の現状にかかっている、1キロ幾らかかっていますという我々の試算では、近隣よりも安いというのが私たちの認識でございまして、随意契約によりこの費用が高くなっているということはありません。

また、市民の生活に欠かすことのできないごみの中間処理及び処分は、何度も申し上げますけども安定的な処理を継続する必要がございまして、これまでも適正な業務遂行に実績がある有田再生資源組合にその業務を担っていただいております。

市におけるあらゆる業務においていうことができますが、各種施策・事業についてよりよくしていくことは必要であり、御質問の資源ごみ再資源化業務委託につきましては少しでも安く契約できるよう交渉しております。処理費用の抑制が図られていることから、現状ではこの方法がよいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（生駒三雄君） 9番中谷桂三君。

〔9番 中谷桂三君 登壇〕

○9番（中谷桂三君） ただいま望月市長から「随意契約で必要以上に高い費用になっていない。また、安定的な処理を継続する必要性がある。他の業務を含め少しでも安く契約できるよう交渉している。処理費用の抑制が図られていることから、現状ではこの方法がよいと考えている」と答弁をいただきました。

こうした委託料は、随意契約でも安くなれば問題はないと思います。今回は市長含め当局の答弁を信じて、資源ごみ再資源化業務委託については了承します。

続いて4点目の有田市立中学校統合の初島中学校の先行統合については、「1つ目の通学方法として自転車通学が考えられます。JRやバスを利用希望の生徒には、私の提言どおりに、その費用に対して市の全額補助を考えている」との答弁をいただきました。

なお、通学方法の決定は、生徒や保護者の意見や要望をよく聞いてあげてください。そして、自転車通学以外については、答弁どおりに市の全額補助をお願いします。

初島中学校の先行統合が予定どおりにスムーズにできることを願いつつ、有田市立中学校統合の初島中学校の先行統合については了承いたします。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（生駒三雄君） これにて、9番中谷桂三君の一般質問は終わりました。

次に、14番西口正助君。

〔14番 西口正助君 登壇〕

○14番（西口正助君） では、通告順に従いまして一般質問を行います。

公立病院医療提供体制確保支援事業についてお尋ねいたします。

私はこれまで市立病院の運営また経営については、様々な視点から議会において幾度となく一般質問を行い、また委員会、全員協議会とあらゆる機会を捉えて提言を行ってまいりました。

昨年の市長の所信表明に対する一般質問においても、市民病院の経営については一刻も早く安定した経営基盤を構築して、収支改善を図り、強固な病院の経営を行っていただきたい。また、県が示した地域医療構想や国のガイドラインに基づいた経営改革プラン等を、なぜ県が地域医療構想を示したのか。また、新病院改革プランをなぜ作成しなければならなかったのか。その意義を十分踏まえた上で、病院の建て替えや経営形態の見直しについても、再編、統合、指定管理、広域での運営など、しっかり議論をしていただきたい。しっかり議論をしていただきたいと提言してきました。

しかしながら、私たち議会に対して何の相談、説明もなしに、さきの3月定例会の全員協議会で、しかも3月24日、議会の最終日、総務省が新たに創設した公立病院医療提供体制確保支援事業に市長からいかにも採択されたような説明があった。その募集要領を調べてみると、募集開始が令和3年1月25日、締切日が3月31日、決定は4月上旬、令和3年6月上旬から協定書を締結、そうになっているのに、いかにも採択されたような説明であり、この採択されたのが4月上旬。有田市にとって、また市民病院にとって大変大きな問題であり重要な課題であるのかにかかわらず、なぜこんな大きな話を進めていく上で、事前にもっと早い段階で議会に対して説明ができなかったのか。しなかったのか。また、病院の職員の方々や本庁の職員の方々に説明をしてきたのか。したのか。

私は何事にも物事を動かすときには、順序、プロセスがあると思います。そうしたことが物事を動かす上で円滑にいける施策だと考えております。私としては、こんなことでは今回の決断が有田市にとって大変よいことであったとしても、賛成しかねる。一事が万事である。我々議会は追認機関ではありません。私は議会は追認機関であってはならないと考えています。そのことを十分理解しておいていただきたいと思います。

さて、今回、総務省の新施策である公立病院医療提供体制確保支援事業への申請をし、全国で一体的支援事業主体による指定管理を有田市立病院だけが採択されたと聞いたが、経営改革支援、診療支援等の支援及び事業内容とはどういったものかお聞かせ願いたいと思います。

次に、2項目め、公設民営化における指定管理について私なりにいろいろ調べてみたところ、指定管理を導入して経営が全く変わっていない病院、また経営が悪化し繰入れが逆に増えている病院もあります。もしも、こういうことになったら、何をしていることか分からない。予定指定期間は応募要領を見ると3年となっているが、指定管理を辞退すると相手方からいろいろ合わなければ言うてくるかも分からない。私としては、もしもこのようなことになったら病院の運営ができなくなり、市民の方々に対して多大な不利益を及ぼすことになるのではないかと不安に思っております。

また、指定管理者制度を導入すると、これまでの市民病院の累積欠損金約37億円の処理をどうするおつもりですか。

そして、病院の職員の方々の身分は公務員でなくなり、その時点で退職することになると思います。そうなれば退職金は何億円も必要になる。その何億円もの財源はどうするおつもりか。また、退職となった職員の方々は全員指定管理者先で雇用をしてもらえるのか。いろいろなことを考えていかなければならない。

そうしたことを含めて、公設民営化における指定管理者制度をどう考えているのかお聞かせ願いたい。

3項目めとして、今後のスケジュールについて、この総務省事業の採択により支援を受けていくということであるが、どのように進めていくのか。スケジュールはどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

以上で壇上よりの質問を終わります。

○議長（生駒三雄君） 神保市立病院事務長。

○病院事務長（神保佳紀君） 公立病院医療提供体制確保支援事業について御答弁申し上げます。

これまで、西口議員から市立病院の経営や市立病院の在り方について様々な御提言をいただき、これを真摯に受け止め、一刻も早く経営を安定させ、地域住民が望む医療提供体制を図らなければならないと取り組んでいるところではございますが、安定した医師確保が図れず、収支改善にも至っていないというのが現状でございます。

昭和25年に箕島町立国保箕島病院として開設され、今年で71年目を迎えます。この間、累積欠損金が約42億円、国から経営健全化団体の指定を受けた期間もございましたが、この額が示すとおり、非常に厳しい経営を強いられてきました。

平成24年度には21人の常勤医師がございましたが、医師の自己都合退職等により平成25

年度から急激に減少し、平成26年度には12人の常勤医師にまで減少、総合病院の要である内科医師が1名になり、地域医療を守れない状況となり、当然経営についても約7億円の赤字となるほど病院の存続すら危ぶまれ、市から多額の繰入れをお願いしてきた経緯もございます。

医師確保については、市長をはじめ全国を駆けずり回りながら医師招聘に向けて全力で取り組んでいます。安定した医師確保を図ることができていない、経営も改善できていないという状況でございます。

そういった中で、今回総務省の新政策である公立病院医療提供体制確保支援事業について情報をいち早くキャッチし、この事業により支援を受けることができればこれまでの問題を解決できるとともに、安定した医師確保及びプロによる安定した運営が行われ、20年、30年先を見据えた地域医療の充実、安定した雇用につなげていけるものと考え、申請するに至り、採択されるよう全力で取り組んできたところでございます。

御質問の1点目、経営改革支援、診療支援等の支援及び事業内容についてお答えいたします。

本事業には、病床機能の転換、医師確保等による診療体制の確立に向けた計画の策定など、経営改革及び診療に関して一体的な支援を行う専門的な支援がございます。令和3年度、全国でこの専門的支援を受けることが決定したのは有田市、当院だけであります。

この事業は、総務省と本事業の一体的支援事業主体である公益社団法人地域医療振興協会との共同事業であり、本事業に採択されたことにより、有田市と公益社団法人地域医療振興協会と本年6月1日付で有田市立病院医療提供体制確保支援事業に関する協定書を締結いたしました。

支援・事業内容については、診療・経営改革支援の実施計画の作成、指定管理者制度の導入及び実施に向けた提案、新病院の基本構想策定、新病院の建築設計に係る仕様の決定に関する助言並びに病院事業運営計画への反映のための調整など、一体的な支援をお願いすることとしてございます。

2項目めの公設民営化における指定管理者制度について、議員御指摘のとおり、指定管理者制度を導入しても必ず経営が安定するかどうかということもあろうかと思えます。しかし、今回総務省事業により地域医療振興協会と協議をしていく中で、地域医療振興協会を指定管理者として指定をしていくことになれば、当院が目指すべき方向性、安定した医師確保、安定した経営が図られるものと考えてございます。

御質問の累積欠損金については、指定管理者制度導入のタイミングで資本金の額の減少について議会の議決をお願いし、議決が得られれば減資で累積欠損金を解消していきたいと考えてございます。

また、指定管理者導入となれば病院職員の身分が公務員ではなくなり、その時点で退職手当を支給しなければなりません。その財源については、退職手当債の発行など検討していかねばならないと考えてございます。職員の継続雇用や処遇等については、指定管理先との調整、職員労働組合との交渉など、慎重かつ丁寧に取り組んでいかねばならないと考えてございます。

3項目め、今後のスケジュールについては、地域医療振興協会との協定に基づき、今年

度中に新病院基本構想の策定、指定管理者制度導入に向けた協議を踏まえ、議会への説明、議案を上程していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（生駒三雄君） 14番西口正助君。

〔14番 西口正助君 登壇〕

○14番（西口正助君） ただいま、神保事務長から答弁をいただきました。「一刻も早く経営を安定させ、地域住民が望む医療体制を図らなければならない。また、安定した医師確保により収支改善をしなければならない」と。「一生懸命に努力してきたが、結果として収支改善には至っていないのが現状である」との答弁。過去私の質問に対して、何回かこのフレーズ聞いたような気がいたします。

そういった中で、「今回、総務省の公立病院医療提供体制確保支援事業により、支援を受けていくことができれば、これまでの課題を解決できるとともに、安定した医師確保及びプロによる安定した運営が行われ、20年、30年先を見据えた地域医療の充実、安定・強固な病院の経営基盤をつくっていただけるものと考えている」と。

経営改革支援、診療支援等の支援及び事業内容については、「公益社団法人地域医療振興協会と6月1日付で有田市立病院医療提供体制確保支援事業に関する協定書を締結した。医療経営支援の実施計画の策定、指定管理者制度の導入及び実施に向けた提案、新病院の基本構想の策定、新病院の建設設計に係る仕様の決定に関する助言並びに病院事業運営計画の反映ための調整など、一体的な支援をお願いする」とのことであるが、そういう答弁では私には具体的な支援・事業内容が一向に見えてこない。再度具体的支援内容についてお聞かせいただきたいと思えます。

次に、「今回、総務省事業により地域医療振興協会を指定管理者として指定をしていくことになれば、当院が目指すべき方向性、安定した医師確保、安定した経営が図られるものと考えている」との答弁。その根拠は何か、具体的にお聞かせ願いたい。

また、「累積欠損金については、指定管理者制度の導入のタイミングで、減資について議会の議決が得られれば、累積欠損金を解消していきたいと考えている」とのこと。つまり、累積欠損金、資本金の減少により解決するとのこと。しかし、その資本金はどうやって積み上がってきたのですか。資本金とは一般会計からの出資金の積み上げではないのですか。その考え方、根拠、具体的な額について再度お聞かせ願いたいと思えます。

また、「指定管理者導入となれば病院の職員の方々は公務員でなくなり、当然退職金を支給しなければならない。その財源については退職手当債などの発行により検討していく」とのことである。対象人数、具体的な額を把握しているのか。また、退職給付金手当についても、現在どうなっているのかお聞かせ願いたいと思えます。

次に、今後のスケジュールについて、「地域医療振興協会との協定に基づき、今年度中に新病院基本構想の策定、指定管理者制度の導入に対する議案を上程していきたいと考えている」とのことである。新病院基本構想とは何か。また、病院を建て替え、移転・新築していくとのことであるが、そういったことはいつ決まったのか。考えていきたいと言っていたはずです。

また、指定管理者制度を目指すための協議を誰とこれまで行ってきたのか。私としては、

何事もそうした事業・行動を行うときは、再三そのプロセスが大事であると言いつけてきましたが、先ほども申し上げましたように、議会、また職員の方々に対して説明を行ってきたのか。行ってきたと言えるか、疑問を持っています。事務長、それについて再度お聞かせ願いたいと思います。

以上で再質問にしたいと思います。

○議長（生駒三雄君） 神保市立病院事務長。

○病院事務長（神保佳紀君） 再質問について御答弁申し上げます。

1 項目めに対する再質問について、総務省事業における具体的な支援内容については、県が策定している地域医療構想の実現に向けて、有田保健医療圏における有田市立病院の方向性を明確にするもので、病床機能の転換、病床機能ごとの病床数及び病床規模、診療科機能、救急医療、感染症医療や災害医療などの医療提供機能、医師体制、運営収支計画などについて診療・経営改革支援の実施計画の策定を行うこととしています。新病院を建て替えていく上においても、この計画を踏まえた新病院基本構想としなければなりませんので、新病院基本構想の策定についてもこの総務省事業における支援内容に含まれていません。

また、この計画の執行に当たる指定管理者の受託についても本事業内容に含まれているため、導入時期も含めて協議をしていきたいと考えてございます。

次に、2 項目めに対する再質問について、公益社団法人地域医療振興協会を指定管理者とする根拠でございますが、この総務省事業の中で一体的支援事業主体である地域医療振興協会へ指定管理を委託できるということもございしますが、地域医療振興協会とは地域医療を支援し、それによって地域の振興を図ることを目的に設置され、僻地を中心とした地域保健医療の調査研究及び地域医学的知識への啓蒙と普及、地域保健医療の確保と質の向上など、住民福祉の増進、地域の振興に寄与する公益社団法人であること。また、全国で自治体から指定管理または直営による病院が25施設、診療所43施設、介護施設18施設の運営を行っている実績があることや、平成25年度の当院の危機的な状況であったころから県の紹介により地域医療振興協会へ指定管理や医師確保について御相談させていただいており、指定管理先として理想的な公益社団法人であると考えてございます。

次に、累積欠損金についての考え方、減資についてでございますが、地方公営企業法の規定に基づき、事業規模の変更、資本金として留保すべき水準の見直しなど、地方公営企業の経営の在り方を変更する場合には、議会の議決を経て資本金の額の減少、いわゆる減資を行うことができるとされており、経営形態の見直し、指定管理者制度導入のタイミングで、減資により累積欠損金の処理をしたいと考えてございます。

令和2年度決算見込みで累積欠損金の額が約37億円、資本金の額が約48億円となることから、この資本金の額から累積欠損金同額を減少、減資したいと考えてございます。公営企業会計における資本金とは、地方公営企業法及び総務省の繰り出し基準に基づいた企業債元金償還に対する市からの一般会計出資金の積み上げであり、これを法に基づいた減資で処理をしたいと考えてございます。

次に、指定管理者制度導入による退職手当についてでございますが、今後指定管理者制度を導入するとなった場合、退職手当等については労働組合と交渉を行っていくことにな

りますが、現在の職員数約170名で試算すると、整理退職となった場合、約10億円必要ではないかと考えてございます。退職給付引当金については現在で約1億7,000万円の引当額となっておりでございます。

次に、3項目め、今後のスケジュールについての再質問について御答弁申し上げます。

新病院の建て替えについては、起債の償還終了、老朽化が激しい、効率的でないなどの要因もござりますが、有田圏域の地域医療の充実、住民が望む医療の提供、今後の人口減少、高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化や労働力人口の減少を見据え、質の高い医療を効率的に提供できる体制を構築するためにも必要であると考えています。

また、経営形態の見直しについては、これまでも西口議員をはじめ、各議員から一般質問をいただく中で、安定した医師確保及び経営ができる指定管理者の導入も考えていきたいとの答弁をさせていただいており、特に平成25年度以降の急激な医師減少、経営的にも危機的な状況となった頃から協議を行ってきています。経営戦略的な水面下での交渉など公表できないこともあります、タイミングを見計らいながらできるだけ早く情報発信していくよう心がけておりますので、何とぞ御理解御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（生駒三雄君） 14番西口正助君。

〔14番 西口正助君 登壇〕

○14番（西口正助君） 再質問、事務長から今現在答えられる範囲の中で答弁をいただきましたが、今回の総務省事業が天から降ったか、地から湧いたかのようなばら色の計画を立て、新病院の新築・移転の計画をし、そうすれば地域の住民が安心・安全な良質の医療が受けられるというような、輝かしい未来が待っているような話である。

それでは、この導入を受け入れてこうなるのであれば、これまでの経営は何であったのか。再三提言してきたものが無駄であったのか。事務長、そんなに指定管理者を導入したら状況が好転するものなのか。私としては非常に信じがたい。この先安定した経営、地域住民の望む医療が提供されるというのであれば、私としても反対するつもりはないが、そんなにうまい話ばかりではないと思います。

私は、指定管理者を導入すれば全てが解決するものではない。この話が進んだとしても、例えば経営が改善しない、指定管理者に辞退される、新病院を建設したのはよいが借金だけが残るといった最悪の場合はどうするつもりですか。

令和3年3月24日の全員協議会において、市長から市立病院の現状、市立病院の役割、市立病院の今後課題等の説明があり、「これらの諸問題を解決していくために、公的な医療団体との医療指定管理が望ましい姿だと。だから総務省事業に採択できるよう全力を挙げて取り組み、採択される見込みである」と言っていたが、もう一度お尋ねいたします。本当に指定管理者制度を導入したら、安定・強固な病院の経営基盤が図られるのか。地域住民が望む、ここやで、地域住民が望む医療提供が図られるのか。再度市長に考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（生駒三雄君） 望月市長。

○市長（望月良男君） お答えいたします。御質問ありがとうございます。

西口議員から、これまでも市立病院の経営に対しまして様々な御提言をいただいておりますが、市長として市立病院の経営を何とかしなければならないというのは当然でございます。市立病院の運営について、果たして有田市単独で公立病院を運営していくのがよいのかといった思いもありましたが、有田圏域における唯一の公立病院として、今回新型コロナウイルス感染症に対する医療においても、圏域唯一有田市立病院だけが感染症指定医療機関として率先して感染拡大防止に向けた医療提供を行っている。また、救急医療、周産期、小児医療など、公立病院としての使命を果たしていかなければなりませんし、この地域の医療を守るためにはやはり市立病院の医療提供体制の確保は必要であると実感しているところでございます。

また、新病院の建て替え、これも今後20年、30年先を見据えた安心・安全で良質な医療の提供、安心して暮らし続けることのできる環境の整備には欠かせないものだと私は思っております。

今回、総務省事業の専門的支援に採択されましたが、この事業はまさしく有田市にとって、有田市に限らずこの圏域にとってすばらしいものになると確信しております。全国で有田市だけが専門的支援を受けられるということで、総務省の多大な支援の下、全国の地域医療のモデルとなるような公立病院医療提供体制確保を行っていきたいと考えてございます。

公益社団法人地域医療振興協会と今後具体的な協議へ入っていくこととなりますが、将来を見据えた市立病院の在り方、今後の運営について議論を深めていきたいと思っております。当然、安定・強固な病院の経営基盤、地域住民が望む医療提供を目指し取り組んでまいります。議員各位におかれましても何とぞ御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（生駒三雄君） 14番西口正助君。

〔14番 西口正助君 登壇〕

○14番（西口正助君） 今、市長からいろいろと課題等説明をしていただいて、ほぼきれいな言葉で説明していただいたんで、それは病院の使命等考えたときにそういう答弁になると思います。

しかしながら、今回指定管理者制度を導入するということは、これは非常に病院の経営を、前から何度も申し上げておりますよ。公営企業であるわけですよ、市民病院やから。御存じやと思っておりますけど。そこにこの問題が、解決してこられなかった問題にも潜んでいます。これは考え方の相違であります。ここにあるんやけども、地方公営企業法は、企業性の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とするものであり、その経営に要する経費は経営に伴う収入、料金をもって、ここやで、独立採算性が原則であると。しかしながら、いろんな項目によって一般財源から繰り出すことができる。面倒を見ることができる。できると。しなければならないと。繰り出し基準のこれ、幾らよ、これ、これ後から触れるけどもね。

そこで、やっぱり市長、一番何が、みんなが、これは事務長もみんなが分かっている、副市長にしても皆分かっています。しかしながら、やっぱり病院の運営と経営とは反する。

ここにあんのやけど。「運営とは、組織の機能を十分に発揮させることができるように、全体を管理して動かしていくこと。つまり収益は目的でない」と載っています。一方、「経営とは、事業目的を達成するために継続的・計画的に戦略を決め、事業を遂行していくこと。収益が発生することを目的とする」と。こうなっているわけよ。取りようによっては相反するものや。しかしながら、地方公共事業、病院は独立採算制を原則とするという大義名分がある。

しかしながら一方で、国も認めた不採算科目といわれるような状況にしては、交付税算入をし面倒を見ます。そのときの、そのときのやで、取決め、一般会計からの繰り出しの基準、市長の予算編成方針には明確に守んなさいとうたわれているわけですよ。うたわれている。その中で、あやふやな判断やってきたから、意見があわないところだと思います。

こういうことも含めて判断して、今回のことは有田市にとって、私自身個人的には、個人的にはやで、よう決断したと。今回本当に。しかしながら、先ほどから何遍も言うように、動かし方には順序がある。そうしたことを含めて、これからこの大きな問題、動かしていただきたいと思います。

そこで、市長からきれいな言葉で言ってくれたけど、どうもすかつと納得しない。先ほどもちょっと、最後にやで、しぶといがもう一度これだけは言っておきたいことがある。そう言わんと、私は今まで議会で何遍と病院のことに対して提言云々してきた気持ちが収まらない。

これまで、市から病院へ約170億円もの繰り出しを一般会計からしてきております。それを今回、先ほどの説明で48億何がし資本金はあるが、37億は減資によって処理をしたい。帳消しにしたい。言葉悪いが、帳消しにしたいと。本来ならば、繰り出しをして黒字にはなる。170億円出してあるんやさけ。

私はこのことについては再三議論をしてきました。この問題については皆悪い。市から繰り出す財政のほうも、私の提言に対して何やかんやと理由をつけて簡単に出してきた。市民病院の要求に対して簡単に出してきた。この裏にはいろんな問題があるんで致し方ないことは認めるが、査定をしているわけです。そういう部分を反省していただきたい。こんなに声を荒らげて言うのも、私も言いにくいんやで。議会もこの問題を避けて認めてきた責任がある。だから、いろんな意味をこれからも振興協会と協議を進めていくが、取決めをするときにあやふやにならないようにきちっと、きちっと、後日聞いたや聞いていないああやこうやというようにならないように協議をきちっと詰めていただきたいと思いません。

今回の総務省の事業、基本構想、指定管理者の導入、有田市にとって重要な問題、課題であるが、有田市民にとってよいことなら、しっかりと議会をはじめ、市民、また職員の方々に対して、市長、きちっと丁寧に説明をしていただきたい。先ほども言うたように、言うた、聞いていない、遅かったというようなことにならないように、問題は考えればこういうことをしていかなければということはあるはずでしょう。物事を生かす。何遍も言うけども、そうしたことの、こんな物事をやるときのプロセスが大事よ。それこそが、こんな医療するのに成功のポイントや。

やっぱり私もこういうことを調べてみたら、何遍も言うけども、やっぱり最大の問題は

議会、職員の身分が変わる職員労働組合、また市民の感情、了解。これはなぜかという、市民が求めている、求めているやで、医療ニーズを全部が受けられることがない。その中で、やっぱりきちっと市長が先頭に立ち、病院のあるべき姿をもう一度見直し、何がいいか、このやつは省かなあかん、入れなあかん、こうこうやということをしちっと、有田市の市民病院をこんな姿にしたい、これでなかったらいかんということ、先ほども言うように市民の方々等々と話を進めていかなんたら、例えば、みんなが求めている子供を産める、あれ、産婦人科、小児科云々等々あるわやで。いろんな問題全て聞けることもない。そのときになかなか理解がしにくい。痛みのない改革はない。改革とは痛みを分かち合い、また目的を達成するためには辛抱せんなんところもある。この折り合いがなかなか難しい。

何遍も同じこと言うけど、病院の改革の方針を決定して、早い段階でみんなに説明し了解をしながら、私の意見を聞きたないかも分からんけども、いろんな方々の意見を十分聞き、納得がいくように説明に努めてもらいたい。こうした病院改革を行う上で市長が強いリーダーシップを発揮して、ここにおられる職員の方々、幹部の方々丸となってこの問題に取り組み、我々議会も協力をしていきます。だから頑張ってこの大きな問題の課題に取り組んでいただくことを希望して、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（生駒三雄君） これにて、14番西口正助君の一般質問は終わりました。

以上で、通告による一般質問は終了いたしました。

これにて、一般質問を終結いたします。

次に、日程2、議案第25号、専決処分承認を求めることについて（有田市税条例等の一部を改正する条例）から、日程10、報第2号、令和2年度有田市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてまでの議案7件、報告2件を一括議題とし、議案質疑を行います。

議案質疑の発言通告は、お手元へ配付しております議案質疑通告一覧表のとおりであります。会議規則第51条及び第52条の規定により議事を進めさせていただきます。

まず、日程2、議案第25号及び日程3、議案第26号につきましては、質疑の通告はありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御質疑なしと認めます。

次に、日程4、議案第27号につきましては、質疑の通告がありますので、発言を許すことにいたします。

9番中谷桂三君。

〔9番 中谷桂三君 登壇〕

○9番（中谷桂三君） 議案第27号、有田市使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例につきまして質疑いたします。

付則として施行日が令和3年9月1日となっておりますが、理由をお聞かせください。

また、個人番号カードの再交付手数料はどうなるのかを教えてください。

○議長（生駒三雄君） 御前総務課長。

○総務課長（御前一晃君） 条例の施行日を令和3年9月1日とする理由につきまして御

答弁申し上げます。

本年5月にデジタル庁新設などを含むデジタル改革関連法が成立し、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律が改正されたことから、法律の施行日である令和3年9月1日に合わせ、本市の関連する条例の関係規定の整備を図ろうとするものでございます。

なお、個人番号カードの再交付手数料につきましては、法施行後にカードの発行主体となる地方公共団体情報システム機構から市が委託を受け、今までどおり市民課窓口において徴収することとなります。

以上でございます。

○議長（生駒三雄君） 9番中谷桂三君。

〔9番 中谷桂三君 登壇〕

○9番（中谷桂三君） ただいま施行日や個人番号カードの再交付手数料について詳しく答弁いただきました。

私が心配したのは、個人番号カードの再発行手数料が廃止されるため、市民が有田市役所での再発行ができなくなると勘違いされる方がいるのではと思われましたので、質疑をさせていただきました。

つきましては、この条例が可決されましたら、今までどおりに有田市役所窓口でできることを広報誌等を活用して市民に周知徹底されることをお願いして、以上で私の質疑は終わります。ありがとうございました。

○議長（生駒三雄君） これにて、9番中谷桂三君の質疑は終わりました。

以上で、通告による質疑を終了いたします。

ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御質疑なしと認めます。

次に、日程5、議案第28号につきましては、質疑の通告はありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御質疑なしと認めます。

次に、日程6、議案第29号につきましては、質疑の通告がありますので、発言を許すことにいたします。

8番児嶋清秋君。

〔8番 児嶋清秋君 登壇〕

○8番（児嶋清秋君） 議案第29号、指定管理者制度導入についてを質問いたします。

この条例案の第9条には、市長は病院事業の設置の目的を効果的に達成するため、市長が指定する団体等に病院の管理を行わせることができるとあります。この場合において、第3条の規定は適用しないとありますが、どういうことかお伺いいたします。

○議長（生駒三雄君） 石井庶務課長。

○庶務課長（石井絹代君） 御答弁申し上げます。

まず、有田市立病院事業の設置等に関する条例第3条の規定について御説明申し上げます。

す。

地方公営企業法施行令では、地方公営企業法第2条第2項に規定する財務規定等が適用される病院事業について、条例で定めることにより、財務規定を除く法を適用することができることとされております。現在、市立病院についてはこの規定を適用し、本条例第3条において財務規定を除く法の規定を適用、いわゆる法の全部を適用することとしております。

法の全部を適用した場合、地方公営企業の業務を執行させるため、市長が任命した事業管理者を置かなければなりません。事業管理者には、組織・人事・病院運営等に関する権限が与えられますが、指定管理者導入時における運営責任者は指定管理者となるため、今回指定管理者に病院の管理を行わせる場合については、本条例第3条の規定を適用しないこととするものであります。

令和3年4月28日をもって採択されました総務省の公立病院医療提供体制確保支援事業の支援内容は、希望すれば指定管理者の受託までを可能とするものであるため、指定管理者制度導入を見据え、一部改正しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（生駒三雄君） 8番児嶋清秋君。

〔8番 児嶋清秋君 登壇〕

○8番（児嶋清秋君） ただいま石井課長から、市立病院事業の設置等に関する条例第3条の規定について、るる説明をいただきました。

現在、有田市立病院では、地方公営企業の業務を執行させるため、市長が任命した事業管理者を置かなければならないと規定されており、事業管理者には病院運営等に関する権限が与えられていますが、指定管理者導入時における運営責任者は指定管理者となるため、今回、指定管理者に病院の管理を行わせる場合は第3条の規定を適用しない、このことは理解できるのですが、そこでもう一、二点質問いたします。

現在、病院会計として財務諸表である貸借対照表、損益計算書等が開示されていますが、指定管理者に運営等の権限が移譲されるため、決算報告がされるものかお伺いいたします。

○議長（生駒三雄君） 石井庶務課長。

○庶務課長（石井絹代君） 御答弁申し上げます。

指定管理者制度を導入するとなると、運営先の指定管理者が会計処理をすることとなりますが、地方自治法244条の2第7項に基づき、毎年度事業報告書の提出が義務づけられておりますので、決算を含む経営状況をチェックしていくこととなります。

以上でございます。

○議長（生駒三雄君） 8番児嶋清秋君。

〔8番 児嶋清秋君 登壇〕

○8番（児嶋清秋君） 指定管理者制度を導入するとなると運営先の指定管理者が会計処理をすることとなり、毎年度事業報告書をチェックしていくこととなるということではあります。議会への報告義務はなくなるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（生駒三雄君） 石井庶務課長。

○庶務課長（石井絹代君） 御答弁申し上げます。

指定管理者より提出される事業報告書で、業務執行状況、経費等の収支状況など、決算

状況を把握することとなっておりますので、適宜議会への報告を行っていくこととなります。

以上でございます。

○議長（生駒三雄君） 8番児嶋清秋君。

〔8番 児嶋清秋君 登壇〕

○8番（児嶋清秋君） 答弁ありがとうございます。

昨日の一般質問、初日の小西議員に対する答弁において、指定管理者制度を導入することにより、市立病院が県下でのモデル病院になると答えられたことが記憶に残っています。これは市長からです。

最近、「オープン・シティ」という言葉を耳にするとすると思うんですけども、これは実証実験都市のことですね。私なりに、ある意味ではこの市立病院が実証実験病院になるのかなど、そういうような思いがいたします。

今回、議案質疑ですので、まだまだお伺いしたいところがあるんですけども、この辺で留め置きたいと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（生駒三雄君） これにて、8番児嶋清秋君の質疑は終わりました。

以上で、通告による質疑を終了いたします。

ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御質疑なしと認めます。

次に、日程7、議案第30号及び日程8、議案第31号につきましては、質疑の通告はありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御質疑なしと認めます。

次に、日程9、報第1号及び日程10、報第2号につきまして、念のため質疑を認めます。御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御質疑なしと認めます。

以上をもって、各案件に対する質疑を終結いたします。

次に、日程11、追加提案されました議案第32号、令和3年度有田市一般会計補正予算（第3号）を議題とし、市長の提案理由の説明を求めます。

望月市長。

〔市長 望月良男君 登壇〕

○市長（望月良男君） それでは、追加上程されました議案の概要を申し上げ、詳細につきましては参与員から補足をさせることといたします。

議案第32号の令和3年度有田市一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ1,654万5,000円を追加しようとするものでございます。

主な内容といたしまして、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、総合支援資金の

再貸付け等を利用できない生活困窮世帯の自立支援につなげるため、生活困窮者自立支援金及びその支給に要する事務費を追加するものでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、提出議案につきまして、私の説明を終わります。

何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（生駒三雄君） 市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、補足説明を許すことにいたします。

南村福祉相談室長。

○福祉相談室長（南村尚史君） 議案第32号、令和3年度有田市一般会計補正予算（第3号）について、補足説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ1,654万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を197億5,320万円とするものでございます。

次に、予算の内容につきまして、歳入から御説明を申し上げます。

3 ページをお願いいたします。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目民生費補助金で補正額1,654万5,000円は、社会福祉費への新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金事業費補助金を見込み計上してございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費で補正額1,654万5,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、総合支援資金の再貸付けが終了し、特例貸付けが利用できない世帯に対して、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を単身世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円を3か月間支給するものでございます。

以上で、議案第32号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（生駒三雄君） 説明漏れはありませんか。――以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第32号に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

3 番成川満君。

〔3 番 成川 満君 登壇〕

○3 番（成川 満君） ただいまの議案につきまして、議案質疑を行います。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金でございますけれども、今の説明にプラスして、今回支給対象となる世帯の予定の数、それから支給のための今回の要件、この説明をお願いしたいと思います。

○議長（生駒三雄君） 南村福祉相談室長。

○福祉相談室長（南村尚史君） 御答弁申し上げます。

まず支給対象者、対象世帯数ですけども、単身世帯16世帯で予算額は288万円、2人世帯10世帯240万円、3人以上世帯35世帯1,050万円で、61世帯1,578万円を見込んでおります。

次に、支給要件ですけども、総合支援資金の再貸付けを借り終わった方になります。収

入要件としましては、市町村民税均等割が非課税となる収入額の12分の1と生活保護の住宅扶助基準額の合計額を超えないこととなっております。単身世帯では収入合計額が11万円、2人世帯では15万3,000円、3人世帯では18万2,000円などとなっております。

そのほか支給要件としましては、金融資産が先ほどの基準額の6か月分を超えないこと、上限100万円となっております。

そのほか、支給対象者は求職活動を行うことなどとなっております。

以上でございます。

○議長（生駒三雄君） 3番成川満君。

〔3番 成川 満君 登壇〕

○3番（成川 満君） 今回のこの予算はコロナ禍対策の一環ですので、今の説明で分かりましたけども、議決がされたら迅速な執行をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（生駒三雄君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御質疑なしと認めます。

以上で、議案に対する質疑を終結いたします。

次に、今期定例会に提案されております議案8件の委員会付託はお手元へ配付しております議案付託表のとおりでありますので、よろしく御審査のほどお願いいたします。

次に、各委員会の開催日時が決定しておりますので、事務局長に報告させます。

○議会事務局長（田中 聡君） 報告いたします。

文教厚生委員会 6月24日午前10時 全員協議会室

総務建設委員会 6月25日午前10時 全員協議会室

予算決算委員会 6月28日午後1時 全員協議会室

以上でございます。

○議長（生駒三雄君） 報告は終わりました。

これにて本日の日程は全て終了いたしました。

次に、お諮りいたします。

明24日から30日までの7日間は、議事の都合により休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御異議なしと認めます。よって、明24日から30日までの7日間は休会とすることに決しました。

次会は、来る7月1日午前10時から議案審議等のため会議を開くことを申し添え、本日はこれにて散会いたします。

午前11時51分 散会

